

社会福祉法人千清福祉会

役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 当法人の役員等に対する報酬及び費用弁償の額（以下、「役員報酬等」という。）並びに支給方法は、この規程の定めるところによる。

(役員報酬等の総額)

第2条 役員報酬等の総額は、年額1,200,000円とする。

(役員報酬)

第3条 役員等の報酬に係る支給基準等は、別表1のとおりとする。

(費用弁償)

第4条 法人用務により、招集に応じた役員等の費用弁償は、別表2のとおりとする。

2 役員報酬又は職員給与の支給対象となっている役職員には、前項の規定にかかわらず支給しないものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

第2条の規定は平成20年4月1日から適用し、第3条第1項の規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日に遡及して施行する。

別表1（第3条関連）

役員等区分	支給の根拠		支給額(円)	支給基準及び支給時期等
理 事	定款第21条	理事長	年額 1,000,000	①支給基準 平均、各週2回以上出勤、1回につき10,000円を支給基準とし、1ヶ月当たり、 10,000円×2×4週=80,000円 ただし、5月（決算期）及び3月（予算編成期）は、それぞれ、 10,000円×10回=100,000円 ②支給額 (80,000×10)+(100,000×2)= 1,000,000円 ③支給時期 原則として、9月及び3月に各6ヶ月分を支給
		その他	無報酬	
監 事	定款第21条		無報酬	
評議員	定款第8条		無報酬	
評議員選任 ・解任委員 会委員	評議員選任・解任委員会運営細則第7条		無報酬	

別表2（第4条関連）

役員等区分	費用弁償単価(円)	支給方法等
理 事	5,000	理事会、監事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等に出席した役員等に、その都度現金で支給 (所要額：延40人 200,000円)
監 事		
評議員		
評議員選任・解任委員会委員		